第3編 大規模事故編

第3編 大規模事故編 目 次

第1章 フ	大規模事故航空機事故対策	大事故- 1
第1節	航空機事故対策	大事故- 1
第2節	航空事故等応急活動体制	大事故- 2
第2章 角	危険物事故対策	大事故- 5
第1節	危険物等事故予防対策	大事故- 5
第2節	危険物事故応急対策	大事故- 9
第3章 そ	その他の大規模事故対策	大事故-13
第1節	道路・橋りょう事故災害対策	大事故-13
第2節	ガス事故	大事故-13
第3節	原子力災害対策	大事故-14
第4節	CBRNE災害対策	大事故-15
第4章 ツ	大山災害対策	大事故-16
第1節	情報の収集・伝達	大事故-16
第2節	交通・ライフラインの応急対策	大事故-18
第3節	宅地等の降灰処理	大事故-18
第4節	その他の対策	大事故-18

本編は大規模事故災害の対策計画を定めるが、本編に特に記載のない必要な対策については「震災編」に準ずるものとする。

なお、計画全体における大規模事故対策編の位置づけは、次のとおりである。

	構成		主な内容
	第1部	総則	多摩直下地震による被害想定、減災目標、市及び関係防災機関 の役割等
震災	第2部	災害予防計画	市及び防災機関が行うべき予防対策、市民及び事業所等が行う べき措置等
編	第3部	災害応急復旧計画	地震発生後に市及び防災機関がとるべき応急・復旧対策、災害 救助法(昭和22年法律第118号)の適用等
	第4部	災害復興計画	被災者の生活再建や復興を図るための対策
	第5部	南海トラフ地震対策	災害防止対策、災害応急対策等
風	第1部	総則	風水害の危険性等
水害	第2部	災害予防計画	市及び防災機関が行う風水害の予防対策、市民及び事業所等が 行うべき措置等
編	第3部	災害応急復旧計画	風水害の警戒段階、風水害の発生後に市及び防災機関がとるべき応急・復旧対策等
大規模事故編		規模事故編	大規模事故災害の予防、応急復旧対策、大規模火山噴火への応 急措置
		資料編	関連データ、例規、様式等

第1章 大規模事故航空機事故対策

第1節 航空機事故対策

本市は、西部地域が在日米軍横田基地等と隣接している関係上、基地内部での大規模火災や航空機の墜落等による、自然災害以外の大規模事故による被災も想定される。

このため、日頃から関係機関と十分な連携を図りながら、事前の対策及び事故後発生後の情報連絡体制について十分に協議し、対応を講じておく必要がある。

1 米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議

(1) 設立の経緯及び背景

航空機の墜落事故が万が一発生すれば、大きな被害の発生は避けられず、迅速な対応を図るためには関係機関の連絡体制の強化が重要である。

そのため、国は昭和53年9月に、航空機事故による被害が発生した場合の連絡調整体制の整備 及び提供施設、区域現地関係機関連絡調整体制の整備についての通達を発出した。

東京都ではこれを受け、昭和56年2月に、航空機事故等連絡調整体制の整備についての関係機 関連絡会議である「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議」を設置し、通報体制や緊急 措置について定めている。

(2) 緊急連絡先

連絡会議における本市の緊急連絡者職名は以下のとおりである。

機関名		時間外			
	連絡者電話番号			重 千 采 旦.	
	正副		内線(正)	内線(副)	電話番号
武蔵村山市	†山市 総務部長 防災安全課長 —		042-565-1111		042-565-1111
			320 331		警 備 員 室

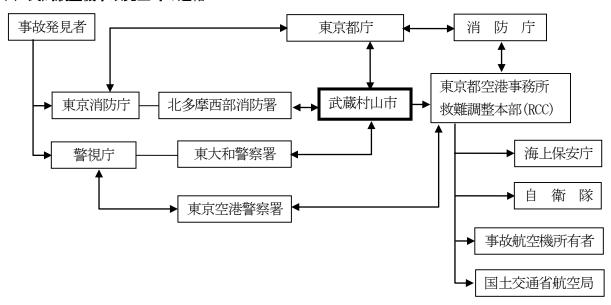
第2節 航空事故等応急活動体制

1 航空事故等発生時の情報連絡体制

本市内及び隣接する市町等で航空事故が発生し、又は事故発生の目撃通報を受けたときは、図「航空事故通報経路図」に基づき、速やかに関係機関に通報するものとする。

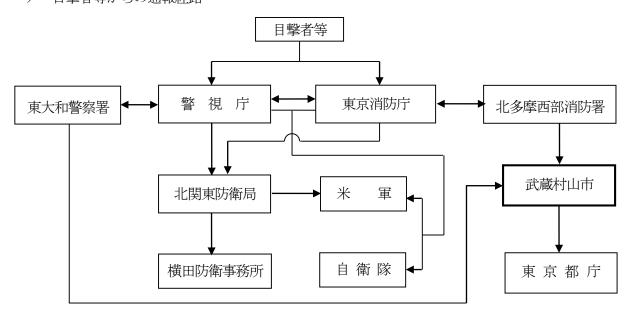
航空機事故通報経路図

(1) 民間航空機事故発生時の連絡

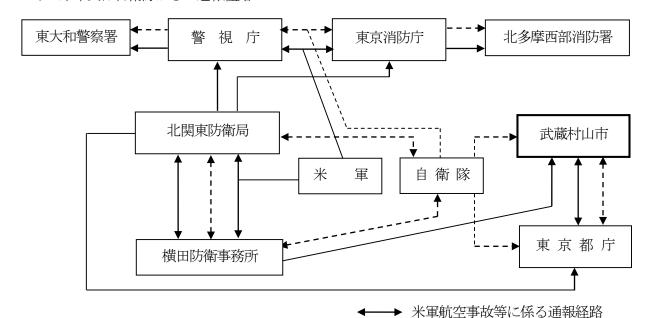


(2) 自衛隊機又は米軍機事故発生時の連絡

ア 目撃者等からの通報経路



イ 米軍又は自衛隊からの通報経路



2 関係防災機関の救援活動態勢

米軍又は自衛隊の航空機事故等が発生した場合、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」(資料16参照)により、関係防災機関は、次の活動を行う。

--▶ 自衛隊航空事故等に係る通報経路

(1) 米軍機自衛隊機事故被災者救援活動分担表

			察	消防		自衛隊		東京都		市・町		防衛局	
区分	活動内容	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機	米軍機	自衛隊機
A 作 文	(1)救援活動	\circ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
負傷者 救援	(2) 救急病院の引受確認			0	0	\circ	0	\circ	0	\circ	0	\circ	
7久1友	(3) その他(転院等)					\circ	0	\circ	0	\circ	0	0	
	(1) 消火活動			0	0	\circ	0			\circ	0		
	(2) 警戒区域の設定	\circ	\circ	0	0								
現場対策	(3) 立入制限、交通整理	0	0	\circ	0		0						
光	(4) 現場保存	0	0	\circ	0		0					\circ	
	(5) 連絡所の設置	\circ	\circ	\circ	0	\circ	0	\circ	\circ	\circ	0	0	0
	(6) 通信輸送					\circ	0			\circ		0	
野安地公 学	(1) 財産保護、警備	0	0				0						
財産被災者 救援	(2) 仮住居のあっせん提供						0	\circ	\circ	\circ	0	0	
7久1友	(3) 生活必需品の支給						0	\circ	\circ	\circ	0	0	
	航空事故等の発生の場合の)米軍	配の緊	急活	動に	つい	ては、	在日	米軍	司令	部と	防衛	省と
備考	の間の緊急救助体制に関する	合意	に基	づい	て行れ	つれる	560	とす	る。				
NH 2-7	※◎は、主務機関を示す。												
	○は、主務機関への援助協	引力機	関を	示す。)								

(2) 事故時の応急措置

ア 緊急連絡通報

航空事故緊急連絡者は、次に掲げる事項について行う。

- (ア) 事故の種類 (墜落、不時着、器物落下等)
- (イ) 事故発生の日時、場所

- (ウ) 事故機の種別、乗員数、積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- (エ) その他必要事項

イ 現地連絡所等の設置

- (ア) 航空事故等が発生した場合において、関係機関が事故の規模、態様により「現地連絡所等」を設置したときは、相互に緊密な連絡に努める。
- (イ) 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地絡所にあっては、事故に関する情報交換、被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。この場合において、他の関係機関は可能な限りこれに協力する。

3 市の活動体制

航空事故等発生時における市の活動体制は、その突発性、広域性等を考慮し、震災時における活動態勢に準じた態勢をとるものとする。

第2章 危険物事故対策

大規模事故との関わりで特に問題となる危険物等としては、危険物(消防法第2条)、高圧ガス(高 圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条)、火薬類(火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条)、毒物・劇物(毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条)放射線(放射性同位元素等の規制に関する法律第2条)等がある。

第1節 危険物等事故予防対策

危険物施設は、小規模な施設であっても事故が発生した場合、そこで働く従業員や周辺の市民に影響が及ぶため、日頃からそれぞれの関係法令等に基づき、規制、指導等を実施し、自主保安管理体制の強化を図っていく必要がある。

本節においては、石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、化学薬品、放射線の貯蔵、使用施設及び輸送に関する安全化対策について定める。

1 石油類施設

(1) 保安計画

ア 平素から危険物流失事故等の事例を研究し、それに基づく改修指導を実施することにより、類似事故の発生と拡大防止を図る。

イ 他道府県において危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因を踏まえた危険物事業所への指導を行うなど、類似事故の発生防止のための措置を 講じる。

ウ次の事項について指導する。

北多摩西部 消防署

- (ア) 危険物事業所の自主保安管理体制の充実を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資機材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進すること。
- (4) 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等に当たっては 審査基準に基づく安全対策を講ずること。
- エ 大規模危険物施設における火災、危険物流出事故等に対処するため、東京消防庁の指導により、東京危険物災害相互応援協議会が設置されており、同協議会傘下の事業所に対し、事業所間における相互応援体制の強化及び防災資機材の整備充実を図るよう引き続き指導する。

(2) 規制及び立入検査

北多摩西部 消防署

ア規制

危険物施設等については、消防法令に基づき、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱い及び運搬に関する規制を行い、安全化を図る。

また、事故の未然防止と災害対応力の強化等を図るため、自主保安管理等に関わる指導を推進する。

イ 立入検査

「火災予防査察」による立入検査を行う。

2 高圧ガス施設

(1) 保安計画

	ア 関係機関との連絡体制の確立を図り、高圧ガスによる事故の未然防止、事故
	時における適切な相互応援活動ができるよう地域防災組織の育成指導を行う。
都環境局	また、事故の拡大防止や防止措置を体得させ保安意識の高揚を図るため、高圧
40块块/月	ガス事業所の従業員を対象に防災訓練を実施する。
	イ 災害時の高圧ガス施設からの被害の軽減を図るため、「東京都高圧ガス施設
	安全基準」により事業所を指導していく。
	東京都、東京消防庁等関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し取締指導方針
東大和警察署	の統一、情報交換、相互協力を行うとともに、関係団体との連携を密にして防災
	訓練を推進する。

(2) 規制及び立入検査

都環境局	災害を未然に防止するため、対象事業所(製造、販売、貯蔵、移動その他の取 扱い及び消費)に対する保安検査、立入検査等を行い、法令に定める技術的基準 に適合させるよう指導するとともに、自主保安活動の促進を図る。
北多摩西部 消防署	「火災予防査察」による立入検査を行う。

3 火薬類施設

(1) 保安計画

都環境局	関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、取締指導方針の統一、情報交換、 相互協力を行い、状況の変化を把握して防災に万全を期す。
東大和警察署	施設周辺における市民の避難誘導体制を確立する。

(2) 規制及び立入検査

都環境局	対象事業所に対する保安検査及び立入検査を行い、法令に定める基準維持又は その後の周囲の状況変化に対応する基準に適合させるよう、指導あるいは措置命 令を行う。
東大和警察署	立入検査を実施し、施設、構造、設備等が不適切なものは、都環境局に通報し 是正を要請する。
北多摩西部 消防署	「火災予防査察」による立入検査を行う。

4 毒物・劇物、化学薬品等施設

(1) 保安計画

都福祉保健局 (多摩立川保 健所)	ア 事故の未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時における対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。 イ 毒物、劇物をタンクで貯蔵する施設については、万一、毒物・劇物が飛散漏えい等の事故が発生した場合に備えて、中和剤等の除害薬品等の常備を指導する。
都下水道局市都市整備部	ア 水質試験用薬品は、「水質試験に関わる薬品等の管理要領」に基づき、水質 試験などを行う各部所において「毒物劇物危害防止管理規定」を作成し、管理 している。 イ 水質試験などを行う各部所において、毒物劇物管理担当者、薬品管理担当者 を定め、薬品の購入、保管、在庫管理などを適正に行い、関係諸法規を遵守す るとともに、健康被害防止、災害防止、火災防止に努める。

	毒物・劇物の貯蔵は、必要最小限とすることを基本に、取り扱う学校に対して
	次のように指導を行う。
	ア 保管の安全対策を確立するとともに、取扱責任者を定め、その管理のもとに
	出し入れすること。
	イ 毒物・劇物を収納する容器は、落下や転倒により容易に破損しない材質のも
	のを使用すること。
	ウ 毒物・劇物の保管場所は安全な一定の場所とし、「医薬用外毒物」「医薬用
	外劇物」等の表示をすること。
	エ 毒物・劇物収納容器の保管は、転倒・落下防止措置を施した鍵のかかる丈夫
都教育庁	な保管庫とし、振動等により戸が開くのを防止するための留め金を設けたもの
	とすること。また、保管庫は床又は壁体等に固定すること。
市教育部	オ 毒物・劇物収納容器の密栓、多段積みを避ける等の措置に配意するととも
	に、特に混合発火等のおそれがある薬品は別々に保管し、接近して置かないこ
	と。また、危険性の高い薬品類は保管庫の下段に保管し、必要によっては砂箱
	内に収納すること。特に、自然発火のおそれがあるものは、保護液を十分に満
	たしておくこと。
	カ 振動等により破損するおそれがある実験器具等を使用する場合には、毒物・
	劇物の拡散が防止できる措置を講じた場所で行うこと。
	キ 使用量、在庫量を常に明らかにしておくとともに、消火器等の消防器具・設
	備を整備しておくこと。
	ク 児童・生徒等に対し緊急時の措置に関する安全教育を徹底すること。
東大和警察署	職員に対する指導教養を行い、毒物、劇物知識の普及徹底を図る。

(2) 規制及び立入検査

都福祉保健局 (多摩立川保 健所)	毒物及び劇物取締法に基づき、立入検査を実施し、毒物・劇物の適正な管理を 指導する。
北多摩西部 消防署	「火災予防査察」による立入検査を行う。

5 放射線等使用施設

現在、国(原子力規制委員会)においては、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、放射性同位元素(RI)の使用、販売、廃棄等に関し安全体制を整備するとともに、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより災害時においても監視態勢をとるなど各種の安全対策を実施している。

(1) 保安計画

都福祉保健局 (多摩立川保 健所)	ア 都内の病院等における放射性物質については、医療法に基づき病院等の管理者が放射性物質取扱者、責任者に対する教育の徹底、自主的な訓練、汚染水についての検査指導及び拡散防止等に関する計画を定めており、予防対策に万全を期している。 イ 病院等の放射性物質は、強固な耐火性貯蔵室、貯蔵庫に保管されており、平常時には影響が考えられない。しかし、不確定要素が多分にある災害の場合、容器の破損等により被害が発生することも予想される。ウ 都内の放射性同位元素(RI)使用病院等で被害が発生した場合、東京都は、人身への被害を最小限にとどめるため、4人1班とするRI管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、市民の不安の除去等に努める。
東大和警察署	ア 保管施設の実態を把握するとともに、関係機関、団体との協力体制を確立する。 イ 施設周辺における避難誘導体制を確立する。

(2) 規制及び立入検査

都福祉保健局 (多摩立川保 健所)	医療法に基づき立入検査を年1回実施し、RIの取扱いについて指導を行う。
北多摩西部 消防署	「火災予防査察」による立入検査を行う。

6 危険物等の輸送の安全化

石油類等の危険物の輸送は、タンクローリーやトラック等による自動車輸送等により行われている。

石油類、高圧ガスを大量に輸送する車両については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の設置義務、消火器の携行義務など種々の規制が行われているが、今後とも、関係機関による路上取締りを毎年定期的に実施するとともに、危険物積載車両に対し常置場所における立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。

	()
	(1)毒物劇物運搬車両の路上点検及び集積場所での監視を行い、法令基準に適合
都福祉保健局	するよう指導取締りを行う。
(多摩立川	(2) 要届出毒物劇物運送事業者の所有する毒物劇物運搬車両に対する指導取締り
保健所)	を行う。(毒物及び劇物取締法)
	(3) 関係機関との連絡通報体制を確立する。
東大和警察署	(1) 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。
宋八和書祭者	(2) 関係機関との連絡通報体制を確立する。
	(1) 立入検査
	タンクローリーは、走行中のもの及び常置場所におけるものについて、「火
	災予防査察」による立入検査を行う。
北多摩西部	(2) 指導方針
消防署	石油元売り各社に対し、次の事項について指導する。
	ア 危険物輸送の動態に対応した輸送手段についての保安基準の遵守
	イ 種類別の危険度を考慮した輸送手段についての保安基準の遵守
	ウ 安全度の高い輸送手段への移行

7 応急用資機器材の整備

危険物の取扱いについては、予防・保安計画により安全対策を実施しているが、万一、災害が発生した場合に、二次災害を防止し、被害を最小限にとどめるため、平時から応急用資機材を整備し、直ちに応急対策を実施する体制の整備に努める。

第2節 危険物事故応急対策

石油類、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線等の各施設や危険物輸送車両、流出油等の事故災害時に防災機関は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救出・救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。

都及び市は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、市民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

1 石油類等危険物貯蔵施設等の応急活動

石油類等危険物貯蔵施設等の事故が発生したときの対応措置は、次のとおりである。

機関名	対応措置
小农麻亚切	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。 また、これらの施設に対する災害応急対策は、震災編第3部の第7章 「消防・危険物対策」及び第6章「救助・救急対策」に定めるところによる。
北多摩西部 消防署	(1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンクの破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動

2 高圧ガス貯蔵施設の応急活動

高圧ガス貯蔵施設に事故が発生し、塩素ガス等の有毒ガスが漏洩した場合、当該事業所は防除活動を実施するとともに、被害の拡大を防止するため、関係機関に迅速かつ的確な通報を実施する。 安全対策の対象とするガスは「大量に貯蔵及び消費され、漏洩により隣接する市民に被害を及ぼすおそれのあるガス」(都においては、塩素ガス、アンモニア、酸化エチレン)である。

機関名	対応措置
市	事故時において必要に応じ、次の措置を行う。(1) 市民に対する避難指示(2) 市民の避難誘導(3) 避難所の開設(4) 避難者の保護(5) 情報提供(6) 関係機関との連絡
都総務局	都県市境周辺で漏えい事故が発生した場合においては、「高圧ガス漏えい事故発生時の通報系統」に基づき、関係機関に対し必要な連絡通報を行う。
都環境局	(1) 事故時における措置 ア ガス漏れ等の事故が発生した場合、当該事業所は直ちに災害の拡大 防止及び被害の軽減に努める。 イ 災害が拡大するおそれがある場合、東京都高圧ガス地域防災協議会 がガスの種別により指定した防災事業所に対して出動を要請し、災害 拡大防止等を指示する。 (2) 事故時の緊急出動体制 高圧ガスの事故時には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定する防 災事業所と部会ごとに置く準防災事業所が対応する体制を整えている。 防災事業所は、高圧ガスの移動や事業所等における事故に対し、出動 要請があった場合に応援出動することを任務とし、準防災事業所は、移 動時に係る事故を除き、防災事業所と同様の任務を負っている。

	(1) ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難指示
	を行う。
	(2) 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
北多摩西部消防署	(3) 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。
	また、これらの施設に対する災害応急対策については、震災編 第3部
	第7章「消防・危険物対策」及び第6章「救助・救急対策」に定めると
	ころによる。
	(1) ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
東大和警察署	(2) 市長が避難の指示をすることができないと認めたとき、又は市長から
	要求があったときは、避難の指示を行う。
	(3) 避難区域内への車両の交通規制を行う。
	(4) 避難路の確保及び避難誘導を行う。

3 火薬類保管施設の応急活動

火薬類保管施設等の事故が発生したときの対応措置は、次のとおりである。 なお、市及び北多摩西部消防署その他の防災機関は、高圧ガス貯蔵施設に準ずる応急措置を講じる。

機関名	対応措置
都環境局	(1) 関係機関には状況に応じた緊急措置等を連絡する。 (2) 事業所には十分な水を確保するよう指導し、水バケツ等の消火施設の 強化を指示する。

4 毒物・劇物取扱施設の応急活動

毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生したときの対応措置は、次のとおりである。 なお、市は、高圧ガス貯蔵施設に準ずる措置を講じる。

機関名	対応措置
都福祉保健局	関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に
(多摩立川保健所)	努める。
北多摩西部消防署	(1) 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難指示を行う。(2) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。(3) 関係機関との情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策は、震災編第3部第7章「消防・危険物対策」及び第6章「救助・救急」により対処する。
	発生時の活動について、次の対策を樹立しておき、これに基づき行動するよう指導する。 (1) 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知 (2) 出火防止及び初期消火活動
都教育庁	(3) 毒物・劇物等の漏えい、流出等による危険防止 (4) 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下
市教育部	等による火災等の防止 (5) 児童生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹 底
	(6) 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 (7) 避難場所及び避難方法

5 放射線使用施設等の応急対策

災害や事故、テロ活動などにより、放射性同位元素(R I)又は放射線発生装置に関し、放射線障

害が発生し、又は発生する可能性がある場合は、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告を行う。

放射性同位元素を使用する病院又は診療所の管理者は、地震、火災その他の災害、事故、テロ活動等により、放射線障害が発生し、又は発生する可能性がある場合は、直ちにその旨を保健所、警察署、消防署その他関係機関に通報するとともに、放射線障害の防止に努める。

市及び都における各機関別の応急活動は、次のとおりである。

機関名	対応措置
市	事故時には必要に応じ調査を行い、次の措置を行う。(1) 情報提供(2) 関係機関との連絡(3) 避難所の開設(4) 避難指示(5) 避難誘導(6) 避難者の保護
北多摩西部消防署	R I 等の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう取扱者を指導する。また、消防機関は、震災編第3部の第7章「消防・危険物対策」及び第6章「救助・救急対策」により災害応急活動を行う。 (1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 (2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
都福祉保健局 (多摩立川保健所)	R I 使用病院での被害が発生した場合、その被害状況を的確に把握し、 市民に対する被害を最小限にとどめるため、4人を1班とするR I 管理測 定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置、市 民の不安の除去等に努める。

6 危険物輸送車両の応急対策

(1) 高圧ガス等輸送車両の応急対策

機関名	対応措置
	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。
+	ア 情報提供 イ 関係機関との連絡
市	ウ 避難所の開設 エ 避難指示
	オー避難誘導・カー避難者の保護・
	一般高圧ガス及び液化石油ガスによる災害の発生及び拡大を防止するた
都環境局	め、これら高圧ガスを輸送する者に対して、一般高圧ガス及び液化石油ガ
	スの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。
	ア 施設管理者に対し、保安施設、応急資機材を整備充実させ、効果的な
	活動を推進する。
東大和警察署	イ 移動可能なものは、周囲の状況によりあらかじめ安全な場所へ移動さ
	せる。
	ウ 輸送中の車両については、安全な場所に誘導して退避させる。
	ア 交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
北多摩西部消防署	イ 災害応急対策は、震災編第3部第7章「消防・危険物対策」及び第6
	章「救助・救急対策」により行う。

(2) 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

機関名	対応措置
市	関係機関と連絡を密にし、必要に応じて市民に対する避難指示等の措置 を実施する。
東大和警察署	事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、原子力事業者等その他の関係機関と協力して、人命救助、交通規制等必要な措置を実施する。
北多摩西部消防署	ア 事故の通報を受けた旨を都総務局総合防災部等に通報する。 イ 事故の状況把握に努め、事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防 止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
都総務局	ア 事故の通報を受け、直ちに市をはじめ関係機関に連絡する。 イ 国への専門家の派遣要請など必要な措置を講ずる。
事業者等	ア 事故発生後直ちに関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を実施する。 イ 警察官、消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施する。

第3章 その他の大規模事故対策

第1節 道路・橋りょう事故災害対策

人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係各機関は次の安全対策を行う。また、道路管理者、交通 管理者一体となった交通安全対策を推進する。

LVIV. BB A	LI STATILITIES
機関名	対応措置
市	1 所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。 2 事故の状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。
	3 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、市民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導などを行う。
都建設局 (北多摩北部 建設事務所)	1 所管する道路について、大規模事故の発生を未然に防止するため、次の措置を講ずる。 (1) 定期的な安全点検の実施及び適切な措置 (2) 事故多発箇所の施設改善 2 大規模事故が発生した場合においても、被害を最小限にするため、次の措置を講ずる。 (1) 応急措置訓練の実施 (2) 関係機関との緊密な情報連絡体制の確保
東大和警察署	1 事故多発箇所における表示板等の設置 2 交通安全指導の徹底
北多摩西部消防署	事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京 DMATと連携して救出救助活動及び救急活動を行う。

第2節 ガス事故

ガス事故発生時の対応は、次のとおりである。

機 関 名	対応措置
1 元 で 民 事 2 編 織 3 3 式陽ガス (1)	画報連絡等 画報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、災害の内容に応じ 武陽ガスの本社、供給部並びに消防、警察、道路管理者及び沿道の住 等に連絡する。連絡の内容は、事故災害の状況・発生場所その他必要 夏とする。 非常災害対策組織 ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定めた非常災害対策組 こよる。 事故時の応急措置 消防機関又は警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。 ア 人身災害が発生したときは、直ちに医師又は消防機関に連絡し、 適切な措置をとる。 イ ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が 立ち入らないような措置をとる。 ク 状況に応じ、メーターガス栓、しゃ断装置等によりガスの供給を しゃ断する。 エ 状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安 全誘導を行う。

	オ 状況に応じ、個別訪問、拡声器等により、付近住民等に対する広
	報活動を行う。
	(2) 事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。
	(3) 復旧のための調査、連絡、修理等を行う。
北多摩西部消防署	事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東
	京 DMATと連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。
東大和警察署	1 ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
	2 市長が避難の指示をすることができないと認めたとき、又は市長から
	要求があったときは、避難の指示を行う。
	3 避難区域内への車両の交通規制を行う。
	4 避難路の確保及び避難誘導を行う。
市	1 事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限に
	するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。
	2 事故の状況に応じ、都に対し現地連絡調整所の設置を要請する。
	3 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大によ
	り、市民の避難が必要な際には、都、警察署、消防署と連携し、避難先
	の確保や避難者の誘導などを行う。

第3節 原子力災害対策

都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設についても原子力災害対策特別措置法 (平成11年法律第156号)に基づく原子力事業所の事故災害に対する重点区域に含まれていない。 このことから、国内の原子力施設において、原子力緊急事態が発生した場合に、市は、市民の避難等の 対応を迫られるものではない。

しかし、東日本大震災での福島第一原子力発電所の事故災害の教訓から、万が一放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及んだ場合等を想定し、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするような対策をとる必要があるため対策を計画するものとする。

1 情報の収集

市は、都外近隣に立地する原子力発電所や原子力事業所等で特定事象が発生した場合、国、都等から事故の発生状況、放射線量の測定情報及び拡散予測、避難対応等の情報を入手する。

2 活動体制の確保

市は、事故の状況等に応じて職員の非常配備、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等を行い、都や関係機関と密接に連携できる体制を確保する。

3 広報・問合せ対応

市は、防災行政無線、災害情報メール、ホームページ等で市民等に事故情報の提供を行うとともに、問合せ窓口を設置し、市民等からの問合せに対応する。

4 モニタリング等

市は都等と連携し、公共施設等の環境放射線量、水道水、下水道処理汚泥、廃棄物焼却灰、降下物、食品、農林農産物等の放射性物質濃度の測定を実施し、結果をホームページ等で公表する。

5 飲食物の安全対策

市は都等と連携し、市民の内部被ばくに対処するため、国の指示等に基づき、放射性物質により汚染され、又は汚染のおそれのある飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また、法令に基づく食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

6 健康対策

市は、都及び医療機関と連携して、必要に応じて人体に係る外部被ばく線量等の測定及び簡易除

染、医薬品の確保、健康相談等を実施する。

7 防護対策

市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから市民を防護する必要がある場合は、市民に対して屋内退避や避難指示等を行うもののとする。

8 復旧対策

(1) 汚染の除去等

市は都と連携し、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

(2) 各種制限措置等の解除

市は都と連携し、国の指示、指導又は助言に基づき、飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

(3) 風評被害対策

市は都や国と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

(4) 廃棄物等の適正な処理

市は都や国等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講じる。

第4節 CBRNE災害対策

市は、CBRNE災害の通報があった場合、都や関係機関との初動連絡体制を確保する。

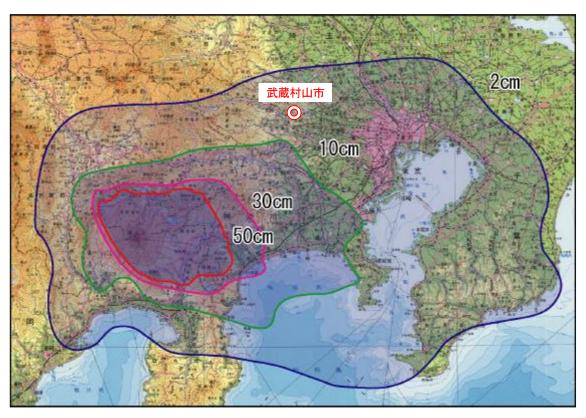
都は、医療関係機関や災害拠点病院等と連携して傷病者の適切な治療及び医療施設での二次災害防止のための体制を確保する。

多摩立川保健所は、現地調整所を設置する場合、市及び関係機関と連携して応急対策を実施する。

※ CBRNE災害とは、Chemical (化学剤)、Biological (生物剤)、Nuclear・Radiological (核・放射性物質)、Explosive (爆発物) に起因する災害のこと。

第4章 火山災害対策

富士山が大規模噴火した場合は市内でも数センチメートルの降灰が予想され、降灰による健康被害や事故等が懸念される。このため、富士山等の噴火による降灰を想定し、これに対処するための対策を計画する。



降灰可能性マップ (富士山ハザードマップ検討委員会報告書より)

第1節 情報の収集・伝達

1 情報連絡体制

市は、富士山など市域に影響の及ぶおそれのある火山が噴火した場合、気象庁の発表する火山警報等の情報を収集する。

特に、降灰については、降灰予報及び風向き等の情報を収集する。

降灰予報の種類と内容

種 類	内 容
	(1) 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想され
降灰予報	る場合に、定期的(3時間ごと)に発表
(定時)	(2) 18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴
	石の落下範囲を提供
	(1) 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表
	(2) 降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場
	合に発表
降灰予報	(3) 降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであって
(速報)	も必要に応じて発表
	(4) 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに
	(5~10分程度で)発表
	(5) 噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

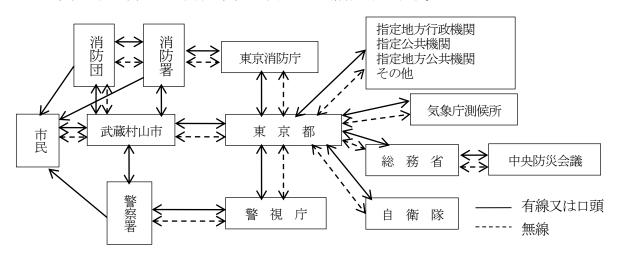
(1) 噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高など)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い発表

(2) 降灰予報 (定時) を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表

降灰予報 (詳細)

- (3) 降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表
- (4) 降灰予測計算結果に基づき、噴火後20~30分程度で発表
- (5) 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供

なお、富士山が噴火した場合は、次の系統による情報連絡を行う。



2 降灰に関する重要な情報の伝達

市は、降灰に関する重要な情報について、気象庁、関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要施設管理者、自治会、自主防災組織等に通報するとともに、警察署、消防署の協力を得て市民に周知する。

3 市民への広報・問い合せ対応

市は、降灰予報等により、市域に降灰のおそれがある場合は、降灰の予想、外出時の注意喚起や心がけ等を、防災行政無線、災害情報メール、ホームページ等で市民等に提供する。

また、状況に応じて問合せ窓口を設置し、市民等からの問合せに対応する。

4 降灰調査・報告

市は、降灰についての通報や公共施設等で降灰が確認された場合、その状況を調査して東京都に報告する。また、農作物、交通等の被害が発生した場合も被害状況を把握する。

降灰調査の報告項目

- (1) 降灰の有無・堆積の状況
- (2) 時刻・降灰の強さ
- (3) 構成粒子の大きさ

- (4) 構成粒子の種類・特徴等
- (5) 堆積物の採取
- (6) 写真撮影

(7) 降灰量・降灰の厚さ (可能な場合)

5 被害状況等の調査報告

市及び防災関係機関は、降灰による被害の発生に際し、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により都等へ報告する。

第2節 交通・ライフラインの応急対策

1 交通対策

警察署は、降灰時の視界不良による衝突事故やスリップ事故等を防止するため、危険箇所の表示や 交通規制等に努める。

2 道路対策

降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合、道路管理者は速やかに被害を調査し、 関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

3 水道施設

都水道局は、降灰時に、貯水施設及び浄水施設の応急対策、復旧を速やかに実施する。

4 下水道施設

市は、降灰時に汚水、雨水の疎通に支障のないように必要な措置を講じる。

第3節 宅地等の降灰処理

宅地等に降り積もった火山灰は、次の基本方針により収集、処理を実施する。

- (1) 火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行う。
- (2) 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努める。
- (3) 宅地等に降った火山灰の運搬については、市が行う。
- (4) 宅地以外に降った火山灰の収集・運搬については、各施設管理者が行う。
- (5) 火山灰の処分は、市が都や関係機関と調整して行う。

第4節 その他の対策

1 健康対策

市は、都及び医療機関と連携して、状況に応じて健康相談等を実施する。

2 農地等の対策

市は農業協同組合等の関係団体と連携し、農地や農作物等に付着した火山灰の除去、土壌改良等の指導、支援に努める。

3 避難対策

降灰後の降雨により土砂災害の危険性が高くなる可能性があることから、市は必要に応じて避難指示等を発令し、市民を避難させる。